

特定地域における特定行為の認定について

別添 1

NO	地 域	種 別	審 査 指 針	特 認	認定年月日等														
1	山梨県南都留郡 山中湖村平野の 一部 (申出図面のと おり)	1 建築物 二 (5) その他建築物	<p>ア 高さ 13m</p> <p>イ 建ぺい率、容積率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>敷 地</th> <th>建ぺい率</th> <th>容積率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">2特</td> <td>500m未満</td> <td>10%</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>500~1,000㎡</td> <td>15%</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>1,000㎡以上</td> <td>20%</td> <td>40%</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 地形勾配 30%以下</p> <p>エ 水平投影外周線 (ア)公園事業道路その他主として 公園利用に供される道路の路肩 20m (イ)(ア)に掲げる道路以外の道路の路肩 5m (ウ)敷地境界線 5m</p> <p>オ 建築面積 2,000㎡以下</p> <p>カ 展望</p> <p>キ 眺望</p> <p>ク 色彩・形態</p>		敷 地	建ぺい率	容積率	2特	500m未満	10%	20%	500~1,000㎡	15%	30%	1,000㎡以上	20%	40%	<p>同 左</p> <p>10m</p> <p>同 左</p>	昭和 59 年 5 月 25 日 環自保第 155号
	敷 地	建ぺい率	容積率																
2特	500m未満	10%	20%																
	500~1,000㎡	15%	30%																
	1,000㎡以上	20%	40%																
2	山梨県南都留郡 河口湖町船津及 び浅川の各一部 (申出図面のと おり)	1 建築物 二 (5) その他建築物	<p>ア 高さ 13m</p> <p>イ 建ぺい率、容積率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>敷 地</th> <th>建ぺい率</th> <th>容積率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">2特</td> <td>500m未満</td> <td>10%</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>500~1,000㎡</td> <td>15%</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>1,000㎡以上</td> <td>20%</td> <td>40%</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 地形勾配 30%以下</p> <p>エ 水平投影外周線 (ア)公園事業道路その他主として 公園利用に供される道路の路肩 20m (イ)(ア)に掲げる道路以外の道路の路肩 5m (ウ)敷地境界線 5m</p> <p>オ 建築面積 2,000㎡以下</p> <p>カ 展望</p> <p>キ 眺望</p> <p>ク 色彩・形態</p>		敷 地	建ぺい率	容積率	2特	500m未満	10%	20%	500~1,000㎡	15%	30%	1,000㎡以上	20%	40%	<p>20m</p> <p>要件としない</p> <p>同 左</p> <p>要件としない</p> <p>同左</p>	昭和 61 年 6 月 20 日 環自保第 177号
	敷 地	建ぺい率	容積率																
2特	500m未満	10%	20%																
	500~1,000㎡	15%	30%																
	1,000㎡以上	20%	40%																

NO	地 域	種 別	審 査 指 針	特 認	認定年月日等						
3	山梨県南都留郡 山中湖村山中字 南中原及び字三 本柏木の各一部 (申出図面のと おり)	1 建築物 二 (4) 集合住宅 集合住宅 分譲ホテル 保養所 分譲地内建築物	<p>ア 高さ 10m、13m</p> <p>イ 敷地 敷地が明らかにされているものでありかつ当該敷地面積(当該敷地内に保存緑地となるべき部分を含むものにあつては当該保存緑地の面積を除いた面積、以下(4)において同じ。)が1,000平方メートル以上であること。 さらに、集合別荘、集合住宅又は分譲ホテルにあつては、敷地面積を戸数又は分譲数で除した面積が250平方メートル以上であること。</p> <p>ウ 建ぺい率、容積率</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>建ぺい率</td> <td>容積率</td> </tr> <tr> <td>3特</td> <td>10%</td> <td>60%</td> </tr> </table> <p>エ 地形勾配 30%以下</p> <p>オ 植生</p> <p>カ 水平投影外周線 (ア)公園事業道路その他主として公園利用に供される道路の路肩 20m (イ)(ア)に掲げる道路以外の道路の路肩 5m (ウ)敷地境界線 5m</p> <p>キ 建築面積 2,000㎡以下</p> <p>ク 展望</p> <p>ケ 眺望</p> <p>コ 色彩・形態</p>		建ぺい率	容積率	3特	10%	60%	<p>同 左</p> <p>線部を要件としない</p> <p>同 左</p> <p>要件としない</p>	平成8年12月9日 環自国第280号
			建ぺい率	容積率							
3特	10%	60%									
3 分譲地の造成 二	<p>ア 区画面積 当該行為に関連してなされる分譲地等の造成計画が明らかになっているものであつて、当該計画にかかる一分譲区画の面積(当該分譲区画内に保存緑地となるべき部分を含むものにあつては、当該保存緑地を除いた面積)全て1,000平方メートル以上のものであること。</p> <p>イ 保存緑地 (ア)地形勾配30%をこえる傾斜地 (イ)公園利用道20m以内の土地</p> <p>ウ アに掲げる計画において、イの(ア)及び(イ)以外に当該申請分譲地等の全面積の10パーセント以上の面積</p>	<p>線部を要件としない</p> <p>同 左</p> <p>線部を要件としない</p>									

NO	地 域	種 別	審 査 指 針	特 認	認定年月日等
			<p>の土地が保存緑地とされることになっているものであること。</p> <p>エ 売買方法            (ア)分譲区画とされるべき土地及び保存緑地とされるべき土地の区分を購入者に図面をもって明示すること。            (イ)一分譲区画を購入後において、<u>保存緑地となる部分を除いた面積が1,000平方メートル未満になるように細分割してはならない旨及び敷地面積(当該敷地内に保存緑地となるべき部分を含むものにあつては当該保存緑地の面積を除いた面積)が1,000平方メートル未満の場合</u>には、自然公園法による建築物の新築等の許可が得られる見込みのない旨を当該分譲区画の購入者に書面をもって通知すること。</p> <p>オ 環境保全施設            カ 分譲地全面積 20ha以下            キ 道路(土砂流出、崩壊防止)            ク 道路(法面緑化)            ケ 道路(地形変更量の抑制)</p>	<p>同 左</p> <p>線部を要件としない 面積は、敷地面積と読み替える</p> <p>同 左</p>	
4	山梨県富士吉田市上吉田字諏訪森及び字諏訪内の各一部 (申出図面のとおり)	1 建築物 二 (2)住宅	<p><u>公園事業従事者、農林漁業従事者、その他当該特別地域内に居住することが必要と認められる者若しくは本審査指針の施行以前の日現在、当該特別地域内に現に居住していた者の住宅、住宅部分を含む建築物(本審査指針の施行の日以降においてその造成にかかる行為について自然公園法の規定による申請をした分譲地等内に設けられる建築物を除く。)</u>又はこれらの建築物と用途上不可分の関係にある建築物</p> <p>ア 高さ 13m            イ 展望            ウ 眺望            エ 色彩・形態</p>	<p>線部を要件としない</p> <p>同 左</p>	平成9年2月5日 環自国第21号

NO	地 域	種 別	審 査 指 針	特 認	認定年月日等
5	山梨県南都留郡 山中湖村梨ヶ原 及び富士吉田市 新屋 ( 申出図面のと おり )	3 分譲地造成 一	<p>当該行為又は当該行為に関連してなされる分譲地等の造成が、次の各号に掲げる地域で行われるものは許可しないものとする。</p> <p>(ア)特別保護地区又は第 1 種特別地域 (イ)次に掲げる地域 高山帯、亜高山帯等植生復元困難な地域 野生動植物の生息地・生育地・繁殖地として重要な地域 特異な地形・地質・自然現象の地域 すぐれた天然林・学術的価値の高い人工林の地域 (ウ)自然草地・低木林地・採草牧草地・高木の生育困難な地域</p> <p>当該行為又は当該行為に関連してなされる分譲地等の造成が、一各号に掲げる地域以外の地域におけるものについては、以下の各号に定める要件に該当しないものは許可しないものとする。</p>	<p>— 同 左</p> <p>次のただし書きを加える</p> <p>ただし、特定地域が特別地域に指定された日前に設けられた道路を復元し又は改良するための道路の新築、改築又は増築であり、かつ、同日前にその造成にかかる行為が行われた分譲地を利用するために必要と認められるものであって、2のIの二のイからオまでに該当するものにあつては、この限りでない。</p> <p>— 同 左</p> <p>— 同 左</p> <p>次のただし書きを加える</p> <p>ただし、特定地域が特別地域に指定された日前にその造成に関わる行為が行わ</p>	平成 11 年 6 月 25 日 環 自 国 第 9 9 号
		3 分譲地造成 二			

